安保法制違憲訴訟

新安保法制法の制定は、平和的生存権、人格権を侵害するとともに、
憲法改正・決定権をも否定するものであり、新安保法制法の制定によって、
原告らが重大な権利侵害を受け、精神的苦痛をこうむったとして、損害賠償を求めて、
本年６月２０日、原告ら３１８名がさいたま地方裁判所に提訴しました。

当事務所からも多数の弁護士が代理人に就任しています。

私事ですが、甥が最近生まれました。
送られてくる写真を見るのが最近の楽しみです。
甥の世代が戦争に巻き込まれることなく、幸せに暮らせることを願います。

弁護士□徳永□美之理